

信州松代における 製糸工場特別教育について(2)

On the School Attendance of Silk Manufactory Girls in Matsushiro District

花 井 信
Makoto HANAI

(平成6年10月11日受理)

はじめに

製糸工場内の特別教育について考えるとき、松代地方の業績は忘れてはならない。

第一に、松代出身の富岡製糸場の伝習工女・和田英が1年3カ月の伝習期間を終え、1874年（明治7）7月西条村（現在の松代町西条）の六工社で糸繰りの仕事に携わった。六工社はわが国民間における最初の蒸気器械製糸工場であった。初めは西条村製糸場といい、1878年六工社と改称する⁽¹⁾。この六工社時代に本稿が目したいのは、夜学が開設されていたということである。「工女一同夕食後夜学を致すことになりました。読書・習字・玉算と有りました……工女方も皆喜んで大かた毎夜出られまして中々盛んでありました」⁽²⁾。学校に行くことのなかった英は、この夜学において、そろばんをマスターしたという。

いまひとつ、『富岡日記』で目したいのは、富岡へ行く動機のひとつとして、「あちらへ行けば学校も有って学文も出来る」⁽³⁾、という期待があったことである。松代から富岡へ出かけた者たちは、10歳から24歳までの16人であった⁽⁴⁾。1872年の「学制」領布前後のことであったから、女子の学問への意欲、なみなみならぬものがある。この、製糸工場に行けば教育を受けられるという意識は、後記する特別学級規程による教授、あるいは大正年間における、製糸工場特別教育の時代となっても、年少労働者たちが製糸工場へ行く際に、期待に胸をふくらませる誘因剤として続いたといえる。

第二に、長野県は1899年（明治32）尋常小学校特別学級規程を発布したが、その適用第一号は1900年10月からの松代町六文銭製糸場（社長 小山鶴太郎）の工場内年少労働者教育であった。六文銭の創業は1883年（明治16）であるが、「工女教育に着手したのは明治三十三年からで、当時の工女は義務教育も終らざる無教育の者が多かったので氏は大いに是等可憐の小女に同情して、業務の余暇夜学を開始したのが原因で、氏は同地方の工女教育の先鞭者である」⁽⁵⁾と、世上に評価されてきた。

前書きは以上のことにして、前稿が松城（しょうじょう）館と窪田館の特別教育について考察したことを承けて、本稿は六工社（のち本六工社）と六文銭を中心に、主として工場法成立以前の製糸工場特別教育について、考察をめぐらしてみたい。依拠する史料は特に断らない限

り、松代小学校所蔵の文書である。

1. 松代の製糸工場

はじめに、松代の製糸工場の盛衰の跡を瞥見しておこう。1980年代六工社（1874年創業）は県下の製糸業の中心的存在であり、松代にも多くの工場が設立された。六文銭（創業1883年）・窪田館（東条に1895年創立）・松城館（東条に1888年創立）・白鳥館（1898年開設、ただし後述の『工場通覧』Iでは1901年創業となっている）などが松代町とその近隣に創業を開始し、1890年代後期から1900年代初頭に最盛期を現出させた。しかし1912年に六工社・白鳥館・松代館が事業不振となり、六工社は本六工社（1901年創業）に引き継がれることになったという⁶⁾。

そこでこの時期の松代町内の製糸工場を一覧してみれば、表1のとおりになる。

ついで、松代近隣の製糸工場をまとめれば、表2のとおりになる。

職工数の規模からいえば、六文銭・六工社・松城館・窪田館・本六工社が抜きん出ている。1909年12月調査の松代地方の製糸工場を表示したが、この前の、1907年12月末の調査による『工場通覧』によれば、松代町には六文銭合資会社・合資会社六工社・白鳥館合資会社、そして玉糸を作っている小池製糸場・吉野製糸場・中島製糸場があり、松代製糸改良組再繰工場はない。逆に吉野製糸場は1909年調査では消滅している。他方松代町近隣の村では、1907年の調査では東条に松城館合資会社・窪田合名会社があり、西条には合資会社本六工社がある。東条に松井社はない（1909年に登場してくるのは創業1907年6月となっている）。

ついでにこの後の、1916年12月末の調査による『工場通覧』を見ると、松代町に六文銭合資会社・本六工社松代工場、玉糸では小池製糸場があり、中島製糸場は解散している。また東条村には窪田合名会社・株式会社松城館があり、松井社はない。西条村には合資会社本六工社がある。つまり、1909年の調査と1916年の調査の間に、大きい製糸場としては、松代では六工社と白鳥館が解散してなくなっているのである。代わりに本六工社松代工場が開設されているのである（創業が1912

表1 1909年松代町内製糸工場一覧

製糸工場名	工場主	職工数	
		男	女
六文銭合資会社	小山鶴太郎	20	580
合資会社六々社	羽田桂之進	32	450
松代製糸改良組再繰工場	代表者 大里 孝	4	15
白鳥館合資会社	大里忠一郎	18	191
中島製糸場	中島弥五平	0	24
小池製糸場	小池愛之助	1	18

注1. 1909年12月末現在調査。農商務省工務局工務課編纂『工場通覧』日本工業協会、1911年7月刊行。柏書房1986年復刻版『工場通覧』IVによる。

2. 六々社は六工社の誤り。

3. 上記中島製糸場と小池製糸場とは玉糸（たまいと；普通蚕は1ぴ1つの繭を作るが、たまに2ひきで1つ作る場合がある。その二つの蛹が入っている玉繭から作る節の多い糸を玉糸という。普通の生糸よりも太くて光沢がない）を製作している。

表2 1909年松代町近隣製糸工場一覧

会社名	工場主	職工数	
		男	女
合資会社本六二社（西条村）	土屋三喜治	48	565
窪田合名会社（東条村）	窪田合名会社	50	729
松井社（東条村）	有限責任生産販売組合松井社	5	48
松城館合資会社（東条村）	中川利啓	30	467

注1. 出典は表1と同じ。

2. 「本六二社」は「本六工社」の誤り。

年となっている)。本節の冒頭で概説したところによっても、1912年に六工社・白鳥館(松代館は『工場通覧』には登場していない。松代製糸改良組ならあるが、ただし1907年調査では欠落している)は本六工社に経営を譲ったのである。製糸工場の解散・再建は目まぐるしく、六文銭は変化がないとしても、1916年調査の『工場通覧』では東条の窪田館は1906年創業となっているし、同じ松城館も創業が1913年となっている。西条の合資会社本六工社は1901年となっている。

2. 特別学級による製糸工場特別教育

さて松代町の特別教育について、数少ない論稿によると、概略次のように語られている。「記録によると明治三十三年松代小学校の教師高田寿三郎(注記略)、長岡助二郎(注記略)、柳町鉄三郎(注記略)などの郷土の教育者が、六文銭・六工社において夜間小学課程の教授を社資によって実施している……しかし六工社は明治四十年ごろには繰業も多忙をきわめ、従来の裁縫教育を中心とした夜間学校に変わったようで、……工女教育にあまり力を入れなかった。……一方六文銭だけが社長小山鶴太郎(注記略)が塾長となり、講師代表高田寿三郎先生が前期一、二年後期三年・本科・研究科と卒業証書を当時の実業補習学校に準じて出し、……教育施設として二教室あり、修身・国語などをとおして和田英の業績が語られ、きびしい躰が工場経営を対象に学ばされたようである」⁽⁷⁾。

この特別教育について、上記の概略に基づけば、まずは基本的に工場内で実施されたとみることができる。しかし、1899年の尋常小学校特別学級規程によれば、小学校内で行なうのが本旨であった。「規程」第一条には「市町村ハ就学児童ノ学力及年齢等ニ依リ県知事ノ許可ヲ受ケテ尋常小学校ニ特別学級ヲ設クルコトヲ得」⁽⁸⁾とあり、この規程を制定したことの説明として、「当事者タルモノハ一面ニ於テハ、第一始メテ就学義務ヲ生シタル児童ノ就学ヲ督責シ、第二就学猶予満期ノモノハ直ニ就学セシメ、第三既ニ就学義務ヲ免除シタルモノト雖モ学齡中ニ其免除ノ事由止ミタルモノハ必ス之ヲ就学セシムル……斯如ク奨励ト督責トヲ加ヘ就学セシメタル児童ニ在リテハ其学力年齢等ニ差等アルハ蓋シ当然ノ次第ナリ、……一般ノ児童ト同一ノ方法ニテハ成規ノ課業ヲ終了シ能ハサル不幸者ナキヲ保シ難シ、サレハ此種児童ヲ一団トナシ之ニ適切ノ教科ヲ授ケ、以テ国民普通教育ノ要旨ヲ貫徹スルコトヲ勉ムルハ、教育上極メテ必要ノコトハス」としている。製糸工場に勤める年少労働者たちは、貧困故の就学猶予または免除を受けている可能性は高かった。

松代尋常小学校の1900年9月24日の「日誌」記事によれば他校視察の要項として「特別学級ノ設置及組織」が記載されてある⁽⁹⁾。また1901年5月27日の「日誌」記事は「特別学級授業開始」と記している。そして6月3日記事には「初時生徒ヲ体操室ニ集合シ、校長ヨリ左ノ訓示ヲナスノ一、特別学級ノ生徒ニツキ」とあり、小学校内に特別学級が置かれたことを窺わせるものがある。さらに1901年11月16日の記事は、「四学年生徒北村けさ六文銭合資会社ノ分特別学級エ入級……小林とら(二十四年四月十五日生)学校特別学級へ入学」⁽¹⁰⁾と認めている。そして1901年度の「日誌」には「本学年成績報告」として、

「本校内特別学級生徒数二十五名

内

卒業証書授与 ナシ

進級証書授与 八名
 欠席 十七名
 六工社特別学級生徒数 八十二名
 内
 卒業証書授与 十四人
 修業証書授与 六十二人
 学習証書授与 三人
 欠席 三人
 六文銭特別学級生徒数 九十三人
 内
 卒業証書授与 二十三人
 修業証書授与 四十六人
 学習証 九人
 欠席 五人]⁽¹¹⁾

と、六工社と六文銭の製糸工場内特別教育が他の特別学級と区別されて、独自に実施されたことを伝えている。そしてまたその成績が良好であったことを示している。学校内の特別学級の欠席者が多いことと対照的に、製糸工場内の特別学級の成果が大きいことに目がいく。

尋常小学校特別学級規程は、1900年に一部改訂された後、1901年に全面改訂された。その1901年の尋常小学校特別学級規定第三条によれば、「特別学級ニハ平日小学校ニ関スル規程ヲ準用ス」⁽¹²⁾とあることから、学級編制は、1900年の小学校令施行規則に従ったことが推測される。その「施行規則」によれば、第三十条で一学級は七十人、特別の事情のある場合は八十人とされていたから、六工社・六文銭とも二学級編制を取ったか、あるいは三十四条によって「児童ノ数七十人以上百四十人未満ニシテ本科正教員一人及准教員一人ヲ置クコト能ハサルトキ」に該当するとして二部教授としたかは、史料的に確認できない。ただ三十四条の規定による学校は半日小学校と呼ぶことになっていたから（「施行規則」第三十九条）、1901年の「規定」があえて「平日小学校」としている以上、六工社・六文銭とも二学級編制をとり、「施行規則」三十五条⁽¹³⁾に基づき、松代小学校の本科正教員と准教員が担当したと考えるのが妥当であろう。

授業は、年少労働者たちの勤務状況から、夜行なわれたとみるべきである。事実1906年の5月10日の「日誌」には「唐沢県視学巡視農業学校教室并ニ六文銭製糸会社夜教室参観」という記事がある⁽¹⁴⁾。ただ時には昼間工場を休みにして遠足にも出かけたようである。1902年4月27日の「日誌」記事は、

「本日ハ六文銭合資会社ニアル特別学級生徒修学旅行トシテ長野ニ至リ、議事堂・高等女学校参観、帰途同地ヨリ姨捨山ニ旅行帰社」⁽¹⁵⁾、と記している。

3. 松代尋常高等小学校における特別教育

ところで松代小学校には、「従明治四十二年度 特別学級学籍簿」が三冊保存されており、六文銭分、松城館分、六工社分と分冊で、特別学級に在籍した児童たちの記録がある。それには通常の学籍簿と同じように、入学年月日・卒退学年月日・保護者・学業成績・身体の状況、な

どの欄があるが、明らかに製糸工場に勤める児童たちの学業状況を記したものである。

その学籍簿によれば、六社の製糸工場に勤める年少労働者たちが、特別学級を受けていたことが知られる。というのは、同じ工場でも子どもによって処弁人が違うからである。六文銭では処弁人が小山鶴太郎一人であるが、松城館では処弁人が小田切新十郎と中村利啓の二人、六工社では処弁人が土屋三喜治、大里忠一郎、羽田桂之進の三人、それに処弁人不明の者が何人かいる、という具合であり、全部で六工場から特別学級に通っていたことが分かる。

処弁人というのは、1901年3月県令第十四号「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」第五十八条に規定されてあるものであって、「学齡児童保護者ニシテ学齡児童ト同一ノ市町村内ニ居住セサルトキハ、児童居住地市町村長ノ承認ヲ得テ其ノ市町村内ニ其ノ児童就学ニ関スル事項ヲ処弁セシムヘキ者ヲ定ムヘシ」⁽¹⁶⁾とあるものを指す。製糸工場に他県、他市町村から働きに出てきている場合、通常その工場主が処弁人となる。だから処弁人が六人いるということは、工場が六社あったことを逆に示している。

そのうちの一つ松城館は隣村の東条村に工場を持っており、前稿でも松城館の特別教育には触れたところである。中村利啓はこの学籍簿によれば住所は松代町五十九番地となっており、松城館の社長を明治三十年代後半から務めている人物で、そして同じ松城館の小田切新十郎は業務担当社員であった⁽¹⁷⁾。松代小学校に松城館の特別学級学籍簿が残されているということは、松城館の製糸工場特別教育は、東条尋常小学校ではなく、松代尋常高等小学校と提携して行われたことを推測させる。前稿で考察したとおり、1903年度までは東条尋常小学校と提携して特別教育が行なわれていたことは、間違いないことである。従って中途から、具体的な記録としては1909年度からは、松代尋常高等小学校と提携して行なわれたと考えられる。

六工社で処弁人が三人いることは、表1から羽田桂之進はいいとしても、大里忠一郎が含まれていることは、西条村に六工社を開いてその副社長となった旧士族大里忠一郎は、1898年に六四歳で病没していることから⁽¹⁸⁾、その二代目であろうが、前節で述べたように、表1の白鳥館が六工社と合併あるいは吸収されたのではないかと、推測されるのである。また表2の本六工社の土屋三喜治が、六工社の処弁人として名を連ねていることは、本六工社は西条村で西条小学校に1910年に特別学級が設置され⁽¹⁹⁾、そこに工女たちを一部就学させたから、本六工社松代製糸場が六工社と一緒にされて学籍簿が作られたのではないだろうか。なお農商務省工務局の『工場通覧』1916年調査によれば⁽²⁰⁾、本六工社松代工場の工場主は土屋三喜治となっているから、六工社が本六工社へ吸収されても、六工社のまま学籍簿は訂正されずに書き継がれたとみられる。また農商務省農務局『第七次全国製糸工場調査表』⁽²¹⁾では西条村の本六工社の所有者は合資会社六工社となっているから、六工社と本六工社は提携関係にあったと見られる。六工社関係分に三人の処弁人がいるのは、こうした複雑な製糸工場の解散、再建と関係がありそうだ。

さて、この三分冊に登録されている特別学級児童数は、実人員で全部で460名である。内訳は、六文銭分には119名、松城館分の処弁人小田切新十郎関係は37名、処弁人中村利啓関係が75名、処弁人不明が8名、六工社分の処弁人土屋三喜治関係が22名、処弁人大里忠一郎関係が99名、処弁人羽田桂之進関係が44名、処弁人不明が56名の、合わせて合計460名である。その全人員を、史料が保存されてある1909年から1914年までの在学年、進級及び卒業の移動図として表わしたのが、図1から図7である。

図1は六文銭分の移動図である。特別学級を卒業した者が、処弁人小山鶴太郎関係で48名お

り、1913年の処弁人不明な六年生5名は修業中の者である。なお図中1911年に5年を修了しながら翌12年も5年を繰り返している者が1名いる。また同じく1911年に4年を中退（学齡満期）しながら翌12年に5年になっている者がいる。図1によれば、2年間継続して六文銭工場に働いたのが26名、3年間継続して働いたのが1名いたことになる。あとの90名は単年度の雇傭である。在籍者119名に対して、卒業率は40.3%を示している。また継続雇傭率が22.7%である。継続雇傭卒が低いのは、処弁人不明の者が多いためである。

松城館の処弁人小田切新十郎関係36名ならびに処弁人不明6名の在級・進級・卒業の移動図が図2である。特別学級卒業生が12名。2年度継続雇傭が24名、3年度継続雇傭が1名、単年度雇傭が17名、以上42名が図示されている。在籍者総数45名に対して卒業率26.7%、継続雇傭率は55.5%である。しかし継続雇傭の最終年度で学齡満期5名を含む中退者が18名と多くを数えている。

図3は松城館の処弁人中村利啓関係の移動図である。図3の特徴は継続雇傭が圧倒的に多いという点と卒業者が多いという点である。4年間継続雇傭した者が2名、3年間継続雇傭した者が16名、2年間継続雇傭した者が33名、それに対して単年度は23名。在籍者総数75名に対して継続雇傭率は68%と高率を示している。卒業生は55名であり、卒業率は73.3%とこれもまた高率を示している。惜しいことに卒業を間近にして退学した者が14名おり、そのうち学齡満期が4名であった。4年継続して雇傭されていた2名はいずれも学齡満期のため、卒業できずに終わってしまっている。そのうちの一人藤岡菊美は生年月日1898年5月22日で退学日が1912年5月20日となっている。1903年の小学校令の改正によって、その第三十二条は、「児童満六歳ニ達シタル翌日ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス」と定めた上で、「学齡児童ノ学齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヲ以テ就学ノ始期トシ……」としているが、何時の時点で学齡満期になるのかは触れていない。従って藤岡菊美の例によれば、14歳に到達した日（1912年5月21日）に学齡満期になる（ここでの場合は春挽期間の特別学級が5月20日に終了を迎えたということだろう）と考えてよい。

図4は六工社の処弁人土屋三喜治関係の在級・進学・卒業移動図である。ここでは1913年の3年生1人を除いて全員19名が継続雇傭されている。卒業生は9名出している。在籍者総数22名に対して卒業率は40.9%であり、継続雇傭率は86.6%、4年間継続雇傭された1人は、最後学齡満期で退学している。

図5は六工社の処弁人不明の者たちの移動図である。それによれば卒業生は9名。単年度雇傭が7名、2年継続雇傭が3名、3年継続雇傭が2名となっている。在籍者総数56名に対して卒業率16.1%、継続雇傭率8.9%である。

図6は六工社の処弁人大里忠一郎関係の移動図である。図示した78名のうち卒業生を25名だしている。卒業率は総数99名に対して25.3%である。4年継続雇傭が3名、3年継続雇傭が15名、2年継続雇傭が23名、継続雇傭率が41.4%である。なお単年度雇傭が37名となっている。

図7は同じく六工社の処弁人、羽田桂之進関係の移動図である。在籍者総数44名に対して、卒業生が20名で卒業率45.5%、4年継続者が1名、3年継続者が6名、2年継続者が17名、継続率は54.5%である。なお単年度雇傭が16名である。

以上のことを六文銭・松城館・六工社にまとめ合わせて、卒業率と継続雇傭率をまとめたのが、表3である。松城館が卒業率・継続雇傭率ともに6割前後の数値を示しており、成績が良

い。六文銭は卒業生が4割であるのに対して継続雇傭率が2割強と低い数値を示している。反対に六工社は継続雇傭率が4割をこえているのに対して卒業率は3割に満たない。

卒業率は特別学級の成果を示しており、継続雇傭は「はじめに」で述べたように、製糸工場に行けば文字の読み書き算ができるという、年少労働者の期待を反映しており、と同時にその魅力ゆえに、年少労働者の確保ができるという工場主の意向をも反映している。

次に年度別修了・卒業等の人員を一覧表にしたのが表4である。当然これには継続雇傭の者が複数に亙って表出されるから延べ人員であり、またどの学年に在級していたか不明の者は、入ってこない。わずかに「不合格」・「中退」欄に表出されるだけである。その点に配慮しながら表を見てみると、1911年が在学児童が一番多く、その年をピークに山型の図が描かれる。長野県が製糸工場特別教授実施要項を、県内訓として発表する1914年は、わずかに4名しか在籍していない。その意味で県が本格的に製糸工場内特別教授を実施し始める、その先駆的取組が、松代地方では積極的に行なわれたと見ることができる。

表3 製糸工場別卒業率・継続雇傭率 (%)

工場名	卒業率	継続雇傭率
六文銭	40.3	22.7
松城館	55.8	63.3
六工社	28.5	40.3

注. 1909年から1914年まで。

表4 松代尋常高等小学校特別学級年度別修了・卒業等人数一覧

年度	1年修了	2年修了	3年修了	4年修了	5年修了	6年修業	6年卒業	学齢満期	不合格	中退	合計
1909	1	7	11(1)	12	30			12	2(1)		63
1910	(2)	2	5(4)	9(4)	20(5)	(7) <1>	45	7	22(22)	1 <1>	104
1911	2(1)		7(2) <1>	17(2) <2>	81(4) <2>	(1) <3>	61	20	20(10)	8 <8>	196
1912		(2)	14(1)	13(5)	65(4)	(12) <6>	47	14	32(24)	7 <6>	178
1913			1 <1>	7(3) <8>	19(3) <7>	5(5) <12>	25	13	12(11)	29 <28>	98
1914				<1>	1 <2>			2		3 <3>	4
計	3(3)	9(2)	38(8) <2>	58(14) <11>	216(16) <11>	5(25) <22>	178	77*	88(68)	48 <46>	643

注1. () は不合格・落第生数〔外数〕。< > は中途退学者数〔外数〕。

2. 「不合格」・「中退」欄の()、< > は内数。他は学年不明のもの。

3. 「学齢満期」は内数。

4. 「合計」数は、「学齢満期」数及び「不合格」欄の()、「中退」欄の< > を除いた在籍児童数。

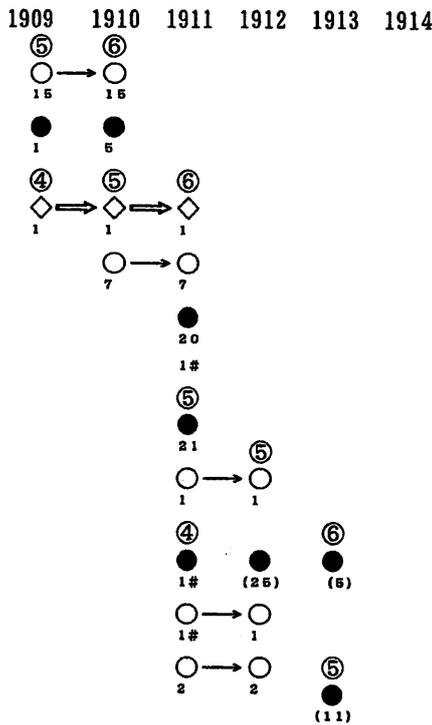
5. 「学齢満期」の「計」欄*は、いかなる学年にも修業しなかった9名分が計上されている。

以上六文銭・松城館・六工社の特別教育を見てきたが、その成果について、六文銭の小山鶴太郎は、「工女教育の効果は日々の事業の上に現れて来た。其れは工女の品性が一般に善良になって来た為に、仕事が真面目に行はると同時に、教育の力は智識を向上して監督を多く要せず、良質の生糸を製出し得るに至った。のみならず其生産高を増したのである」⁽²²⁾という効果を認めている。

『信濃毎日新聞』によれば、六文銭の特別教育の施設設備は、教科目は尋常卒業生には高等小学の第一第二学年教科目中、修身、国語、算術(珠算)、裁縫、体操、唱歌等であり、義務教

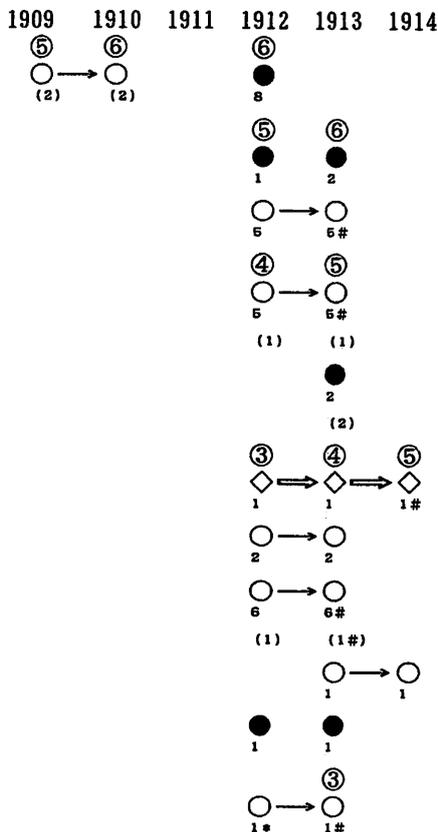
育未了者は尋常小学科各学級該当の教科目を課している。授業期日は毎年10月1日より翌年3月31日限り6カ月間、毎夜午後7時より9時まで2時間、一週教授時数14時間としている。学級の編制は尋常小学卒業者を以て本科第一学年同第二学年を設け、以上の修了者を以て裁縫専科の一学級が置いてある。なお尋常小学4学年修了者以上を雇傭する社則により、尋常小学5、6学年の二学級を設けてある。教室坪数は161坪で、雨天体操場も含まれている。教員は松代小学校在勤者で男3名、女1名などである⁽²³⁾。

この記事によれば六文銭工場内に教室を設け、夜間松代小学校の教師4名が、委託されて教えていたことが分かる。ただ図1にあるとおり、確かに5、6年生が多いが、4年生も5人働いていたことが知られる。但し記事が書かれた1913年は、1912年と同様4年生は確かにいない。



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
- 2. ●は単年度の修・卒業。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
- 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
- 4. ◇→は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
- 5. □→は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
- 6. 松代小学校蔵「特別学級学籍簿(六文銭分)」より作成。
- 7. 「学籍簿」では119人分。ただしそのうち2人は在籍学年が不明のため図から除いてある。
- 8. この中には()で図示した処弁人不明な1912年の25名、1913年の16名が含まれている。

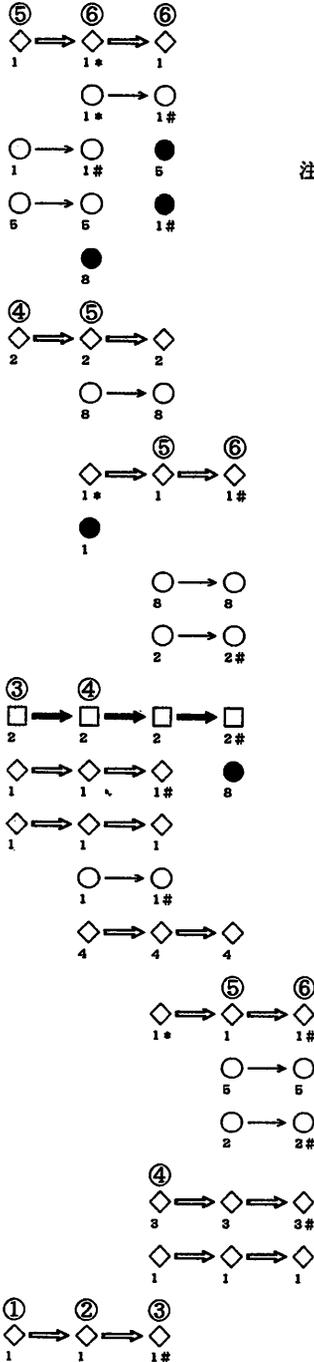
図1 六文銭特別学級年度別修・卒業生移動図
(処弁人小山鶴太郎)



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
- は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
 - は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 - ◇⇒は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 - ⇒は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 - 松代小学校蔵「特別学級学籍簿（松城館分）」より作成。
 - 「学籍簿」登載者37人のうち1人は在籍学年不明のまま死亡しているため図には載せていない。
 - その他処弁人不明の者8名おり、そのうち2人は修業せずに退去しているため、6名分を()で表示した。
 - 以上総計42名が図示されてある。

図2 松城館特別学級年度別修・卒業生移動図
(処弁人小田切新十郎)

1909 1910 1911 1912 1913 1914

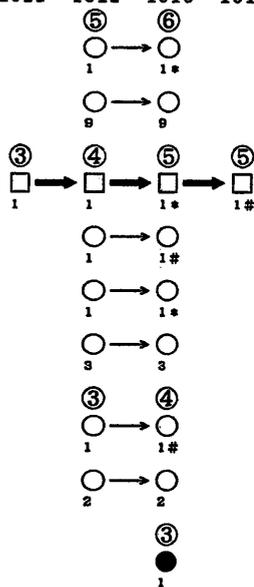


注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。

- 2. ●は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
- 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
- 4. ◇→は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
- 5. □→は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
- 6. 総数74名は松代小学校蔵「特別学級学籍簿（松城館分）」による。
- 7. そのほか、に在級学年不明のまま学齢満期になった者が1人いる。

図3 松城館特別学級年度別修・卒業生数移動図
(処弁人中村利啓分)

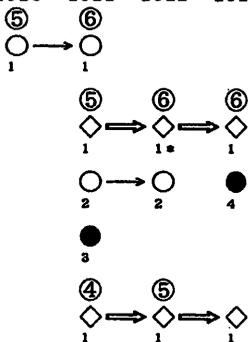
1909 1910 1911 1912 1913 1914



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
 2. ●は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 4. ◇⇒は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 5. □⇒は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 6. 総数22名は松代小学校蔵「特別学級学籍簿(六工社分)」による。
 7. そのうち2人は在籍学年不明のまま退去・学齢満期となっているため、図示していない。

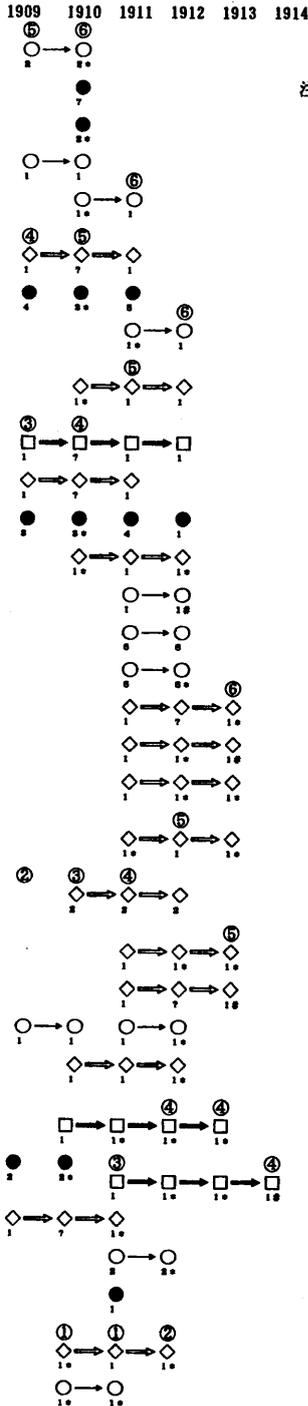
図4 六工社特別学級年度別修・卒業生数移動図
(処弁人土屋三喜治)

1909 1910 1911 1912 1913 1914



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
 2. ●は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 4. ◇⇒は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 5. □⇒は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 6. 総数12名は松代小学校蔵「特別学級学籍簿(六工社分)」による。他に44名いるが、在籍学年がまったく不明である。したがって図示していない。

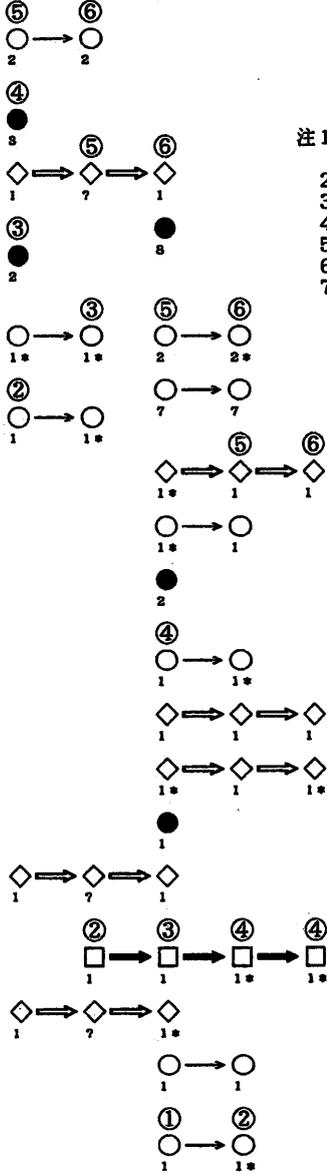
図5 六工社特別学級年度別修・卒業生数移動図
(処弁人不明)



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
 2. ●は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 4. ◇→は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 5. □→は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*、#は同上。
 6. 松代小学校蔵「特別学級学籍簿（六工社分）」より作成。
 7. 図示した人数は78人。その他に、在籍学年不明のまま不合格・学齢満期になった者が21人いる。総計99人である。

図6 六工社特別学級年度別修・卒業生数移動図
 (処弁人大里忠一郎)

1909 1910 1911 1912 1913 1914



- 注1. ○で囲った数字は、そこから下にある者の修業・卒業・中退・落第学年を示す。
 2. ●は単年度の修・卒業者。下の小数字は人数。*は落第#は中退。
 3. ○→は2年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
 4. ◇→は3年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
 5. □→は4年度にまたがる者。下の小数字は人数。*, #は同上。
 6. 松代小学校蔵「特別学級学籍簿(六工社分)」より作成。
 7. 図示した人数は40人。その他に、在籍学年不明のまま不合格・学齢満期になった者が4人いる。総計44人である。

図7 六工社特別学級年度別修・卒業生数移動図
 (処弁人羽田桂之進)

4. 「製糸工場特別教授実施事項」・「工場法施行細則」制定以後の特別教育

長野県が県内訓として「製糸工場特別教授実施要項」を制定したのが、1914年7月のことであつた。そして1911年3月工場法が公布され、1916年9月施行される⁽²⁴⁾。そうした事態に松代の製糸工場の特別教育はどう対応し、展開されていったのか。

そのことに入る前に気になる事実がある。松代尋常高等小学校の1913年度の「日誌」4月10日の記事に「午後七時半より特別学級証書授与式を本校内ニ挙行す」とあり、

「学校内分 修二一 卒八
共進社分 修三四 卒二八
松城館分 修三四 卒二六」⁽²⁵⁾

と記されている。共進社とはここに初めて登場する製糸場であり、『工場通覧』にも『第七次全国製糸工場調査表』にも、長野県生糸同業組合連合会『製糸工場調』1916年版にも登場してこないものである。しかも翌1914年度の「日誌」にも4月11日の記事に「午後七時半より特別学級証書授与式執行……学校内、共進社内」とある⁽²⁶⁾。この共進社というものを不明のまま残しておかなければならない。

そして1913年度の「日誌」4月21日記事として、「六文銭社特別学級証書授与式ヲ行フ」とある⁽²⁷⁾。さらに翌1914年度「日誌」の4月27日「本夕松城館内特別学級証書授与式執行」、同5月19日「六文銭会社内特別学級証書授与式挙行」とあり⁽²⁸⁾、ここで1914年7月の「製糸工場特別教授実施要項」制定までの特別教育の記録は閉じられる。

以下遺憾ながら、「製糸工場特別教授実施要項」に基づく松代小学校関係の記録は残されていない。ただ『長野県報』第227号(1915年12月17日)によれば、西条村の本六工社は1915年11月1日から特別教授開始とあり、松代町の六文銭は、おなじく1915年10月16日から開始とある。また同じ『長野県報』第246号(1916年5月5日)によれば、東条村の松城館は1916年3月1日から開始とある。窪田館についての記載は見つけられない。

次に工場法に基づく特別教育については、行政側が留めた記録からその断片を窺い知ることができる。松城館と窪田館とについては前稿で述べてあるので省略しておきたいが、若干補足しておきたい。松城館についての申請は1916年12月、認可は1917年1月であつた。

「教室ノ坪数并ニ設備ノ要項。

建坪50坪ノ倉庫内。

机30脚・腰掛30脚・掛板2枚・教師用テーブル1脚・同椅子1脚。」⁽²⁹⁾

と、工場内の倉庫を特別教育の教室にあてている。

そこで他の松代地方の特別教育の状況はどうであつたか、県への申請書類からみておこう。まず小池製糸場の特別教育について。申請は1916年12月。認可は1917年4月。

「一、学校 松代尋常高等小学校。

二、教授ノ開始並ニ終了時間 小学校令ノ定ムル授業時間。

三、学校ト工場トノ距離 6丁。

四、工場ニ於ケル就業時間

当工場規定ノ事業開始時ヨリ登校一時間前迄就業セシメ、校舎ヨリ帰り、三十分休憩ノ後就業シテ、終了時間迄。」

特徴は、松代小学校に通わせる形態を取っていること、第二に修学時間が就業時間内に含ま

れていることである。特に後者の点は重要である。

本六工社からの申請は1916年12月になされ、同月に認可された。申請書によれば以下、
「当社工場ノ学齡児童ニ対シ工場内ニ於テ特別教育施設ヲナシ、教授致シ度候間、御認可
被成下度左記事項ヲ具シ此段申請候也。

埴科郡西条村合資会社 本六工社。

同郡同村 第一工場。

同郡松代町 松代工場。

右工場管理人岸田喜代太郎。

(中略)

- 一、教育場ノ位置 株式会社本六工社内。
- 二、教室ノ坪数、図書、掛図、器械、器具、
坪数・二十一坪、机・二十脚、塗板・二枚、大算盤・一箇、オルガン・二台、
小算盤・四十箇、教課書・百弍十冊、石盤・五十枚。
- 三、児童数 四拾四名。
- 四、教育担任者 高橋喜郎。
- 五、毎年ニ於ケル教授開始及閉鎖ノ日 開始・三月一日 閉鎖・十二月二十五日。
但シ右期間中ト雖モ工場ノ休日及六月ヨリ八月三十一日迄(夏期)休業ス。
- 六、毎週ニ於ケル教授日数及時間数 壹週間六日 一日弍時間。
- 七、教課目 修身・国語・算術。
- 八、(以下省略)

」⁽³⁰⁾

となっており、本六工社内に教室を設け、教師高橋喜郎は、西条尋常高等小学校の教師を退職した人物である。

六文銭は1916年12月に申請書を出し、同月に認可されている。それによれば、

「当社工場ノ学齡児童ニ対シ、工場内ニ於テ特別教育施設ヲナシ、教授致度候間、御認可
被成下度左記事項ヲ具シ此段御願候也。

左記

- 一、教育場ノ位置 本社工場内。
- 二、教室坪数、図書、掛図、器械、器具、
坪数・弍拾弍坪五合、机・五拾脚、腰掛・五拾脚、塗板・四箇、大算盤・弍箇、
小算盤・五拾ヶ、オルガン一台。
- 三、児童数 四拾七名。
- 四、教育担当者
主任・窪田久 助手・鳥海久之 同・麻野多喜 同・中村小志げ。
- 五、毎年ニ於ケル教授開始及閉鎖日
開始・参月壹日 閉鎖・拾弍月二十五日。
但シ右期間中ト雖モ工場ノ休日及六月ヨリ八月三十一日迄夏期中ハ除ク。
- 六、毎週ニ於ケル教授日数及時間数
壹週間六日 一日弍時間。
- 七、教科目 修身・国語・算術。
- 八、(以下省略)

」

となっており、工場内に教室を置き、教師は中村を除きいずれも六文銭の社員であり、中村は県の農業技手である。この工場法に基づき特別教育が実施されたことを示す唯一の記録として1917年4月16日の「日誌」に「六文銭製糸会社の特別生授与式あり、竹中訓導参列、証書授与をなす」との記事がある⁽³¹⁾。

以上小池製糸場を除き、工場内に特別教室を設けて実施している。これは前稿でも触れたように、埴科部長の判断で、近隣の公立小学校に設けることは、他の児童たちに差し障りがあると見なされたからであろう。

そのためか、1917年10月に小池製糸場から再び特別教育の申請書が出され、そこでは工場内に教室を設ける形態に変化し、教師は主任・坂田仁蔵と補助・小池ときがなっている。坂田は松代小学校の訓導であり、小池は松代尋常高学小学校女子補習学校を卒業した学歴をもっている。工場内に教室を移した関係からか、児童数は十五名、教授日数は週六日・十二時間、教科目は修身・国語・算術・裁縫（「工場法施行細則」の改定により裁縫が新たに追加された）と申請書の内容が修正された。教室の坪数は9坪の広さであった⁽³²⁾。本六工社が一人当たりの坪数が0.48、六文銭も0.48であることからすれば、小池は0.6とまだ広い方といえる。

こうして松代地方の、1916年8月の工場法施行細則（県令21号）⁽³³⁾に基づく特別教育は、付近の小学校に委託する、あるいは通わせる形ではなく、工場内に施設を設ける形で実施されたといえる。

おわりに

ところで工場法施行細則は、翌1917年9月に改定され、1916年の十六条が十九条になった上で、第六号の「毎週ニ於ケル教授日数及時間数」について、1916年のが「毎週十二時間以上」とあったものが、1917年のになると「毎週三日以上、教授時間数ハ毎週十二時間以上」と改められている。また履修すべき教科目が、1916年のが「修身・国語・算術ヲ欠クコトヲ得ス」となっていたのに対し、1917年のが「修身、国語、算術及女子ニ在リテハ裁縫ヲ欠クコトヲ得ス」とされた⁽³⁴⁾。先にみた本六工社と六文銭の特別教育は、一週六日・一日二時間となっていたが、この改定によって週当たりの教授日数の下限を設けた点、ならびに女子に裁縫を課した点に特徴がある（なお施行細則は1919年2月にも再改定されたが⁽³⁵⁾、特別教育に関しては大きな変化はない）。

長野県の工場法施行細則によれば、特別教育の形態には三種あり、一つが付近の小学校に通わせる方法、第二が工場内に教室を設ける方法、そして第三には付近の小学校に委託する方法の三形態である。松代では第二の形態で特別教育が組織されたのである。この点、工場法施行前の特別学級が、工場内で実施されたことからすれば、それを受け継いだ形態で特別教育が組織されたといつてよいであろう。

なお1918年1月に提出された六文銭の特別教育開始届には、

「本県指令学甲収第二三四三号ヲ以テ御認可相成居候製糸工場特別教育、本年度事業開始ニ付、二月二日ヨリ教授開始致可候条、此段及御届候也。

- 一、教育ノ位置、六文銭合資会社内。
- 二、教室ノ坪数 十五坪五号。
- 三、児童数 五拾名。

四、担任者 柳町鉄三郎。

右之通り

J⁽³⁶⁾

と記されている。一人当たりの教室坪数が0.3と前の場合より狭くなっている。しかし教師が松代小学校の教師であることは、前進である。

こうして松代地方の製糸工場特別教育は、教室を工場内に設け、教師は西条小学校の退職者ならびに松代小学校の教師によって担われる形で、徐々に形を取り始めていくのである。

最後に松代地方の製糸工場の経営規模について表5としてまとめておこう。松城館と窪田館については前稿で記したので省略しておく。

表5 松代地方製糸工場経営規模(1916年~1920年)

町村名	工場名	代表者	1916年	1918年	1919年	1920年
松代町	六文銭合資会社	小山鶴太郎				
		釜数	530	530	530	532
		工女数	568	578	555	543
		工男数	23	32	31	41
松代町	本六工社松代工場	土屋三喜治				
		釜数	263	265	165	240
		工女数	242	318	255	214
		工男数	16	19	1	22
西条村	合資会社本六工社	土屋三喜治				
		釜数	340	336	336	268
		工女数	386	339	312	247
		工男数	29	31	31	40
西条村	合資会社本六工社 第一工場	土屋三喜治				
		釜数	165	165	160	126
		工女数	162	159	152	117
		工男数	11	10	10	16
松代町	小池製糸場	小池愛之助				
		釜数	54	64	64	64
		工女数	53	64	55	49
		工男数	2	3	3	3

注1. 長野県生糸同業組合連合会『製糸工場調』各年版より。

2. 小池製糸場は座繰である。

註

- (1) 上条宏之編『定本・富岡日記』(創樹社, 1976年)での、注200では「明治10年」と書いているが、本文中ならびに巻末年表では1878年である。
- (2) 同上書117~118ページ。

- (3) 同上書 10 ページ。
- (4) 英の記憶違いを正した上条の訂正による。同上書 161～162 ページ。
- (5) 『信濃毎日教聞』1913 年 2 月 13 日。
- (6) 春日三津夫「松代蚕糸業の盛衰と工女教育について」『信濃教育』1032 号。ただし六工社・六文銭・松城館・窪田館・本六工社の創立年は農商務省商工局工務課編纂 1902 年 12 月末現在調査『工場通覧』（柏書房 1986 年復刻版『工場通覧』Ⅰ）による。
- (7) 同上。
- (8) 『長野県教育史』第 11 巻，長野県教育史刊行会，1976 年，384 ページ。
- (9) 「明治三十三年六月ヨリ同三十四年十月十五日ニ至ル 日誌 松代尋常小学校」。次の二つの記事も同誌。
- (10) 「明治三十四年十月十六日ヨリ三十六年四月二十二日マテ 日誌 松代尋常小学校」。
- (11) 同上。六文銭の特別学級生徒数合計は 83 名にしかならないが、原史料のまま。
- (12) 前掲『長野県教育史』第 12 巻，1977 年，92 ページ。
- (13) 第三十五条は「小学校ニ於テハ各学級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシノ小学校ニ於テ各学級ニ置クヘキ本科正教員ヲ得難キトキハ二学級毎ニ本科正教員一人及准教員一人ヲ置クコトヲ得」としている。
- (14) 「明治三十九年五月ヨリ同四十一年三月マデ 日誌 松代尋常小学校 松代高等小学校」。
- (15) 註 10。
- (16) 『長野県史』近代史料編第九巻教育，長野県史刊行会，1985 年，314 ページ。
- (17) 『東条のあゆみ』東条小学校，1985 年，181 ページ。なお『信濃毎日新聞』1913 年 3 月 11 日記事によれば，松城館は事業不振に陥り，1912 年中村利啓は社長を辞任し，小田切新十郎が後任に就いた。しかし小田切が同年末に病気となったため，整理再建のために野中高之助が社長に就いた。
- (18) 『西条小学校百周年誌』西条小学校，1986 年，30 ページ。
- (19) 同上，96 ページ。埴科郡西条村助役西沢素太郎名による，長野県知事大山綱昌に対する 1910 年 2 月 15 日付の特別学級設置稟請書によれば，「本村西条尋常高等小学校尋常科ニ特別学級ヲ設ケ，一学年ヨリ六学年迄ノ者ニシテ家庭其他ノ状況，正教科ノ教授ヲ受ケ難キ特別ノ事情アル学齡児童，男女会セテ五十名以内ヲ編入シテ，一学級ヲ編制致シ度候間，認可相成度，別紙村会決議書及教科目并毎週教授時数表相添，此段相稟請候也」とあり，同年 3 月 4 日に県から認可されている（長野県立図書館蔵「公文編冊八冊内二 明治四十三年学務係 小学校」）。
1913 年の「特別学級へ編入認可稟請書」によれば西条小学校の特別学級 45 名のうちただ一人が土屋三喜治を処弁人としている。同上書，136 ページ。
- (20) 農商務省工務局工務課編纂『工場通覧』日本工業協会，1918 年。柏書房 1986 年復刻版『工場通覧』Ⅴによる。
- (21) 1916 年 6 月発行。『長野県史』近代史料編第五巻(三)産業，蚕糸業，長野県史刊行会，1980 年，所収。
- (22) 『信濃毎日新聞』1913 年 2 月 15 日。
- (23) 同上。
- (24) その節々に長野県各地で特別教育がどう実施されていったか，及び工場法の成立過程，工

場法施行令の考察については、以下の拙稿を参照されたい。①「工場法成立期における製糸工女の就学状態」『歴史評論』No.321, 1977年。②「製糸女工と学校教育」『日本史研究』191号, 1978年。③「年少労働と教育」『講座日本教育史』第3巻, 第一法規, 1984年。④「信州丸子における製糸女工特別教育の史的構造と位置」『日本教育史研究』第4号, 1985年。⑤「上伊那における製糸工場特別教育について」『静岡大学教育学部研究報告』(人文・社会科学篇)第39号, 1989年。⑥「信州松代における製糸工場特別教育について(1)」『静岡大学教育学部研究報告』(人文・社会科学篇)第40号, 1990年。⑦「日本義務教育制度成立史論」牧柵名編『公教育制度の史的形成』梓出版社, 1990年。

(25) 「大正二年度 日誌 松代尋常高等小学校」。

(26) 「大正三年度 日誌 松代尋常高等小学校」。

(27) 註(25)。

(28) 註(26)。

(29) 長野県立図書館蔵「第三種公文編冊 二冊ノ内二 大正六年 学務係 特別教育」。次の小池製糸場の引用も同「公文編冊」より。

(30) 長野県立図書館蔵「第三種公文編冊 二冊ノ内一 大正六年 学務係 特別教育」。次の六文銭の引用も同「公文編冊」より。

(31) 「大正六年度 日誌 松代尋常高等小学校」。

(32) 註(29)。

(33) 長野県立図書館蔵『長野県報』号外, 1916年8月29日。

(34) 同上, 1917年9月29日。

(35) 同上, 第389号, 1919年2月28日。

(36) 長野県立図書館蔵「第一種公文編冊 全 大正七年 学務課 特別教育」。